

大分県写真集作成業務委託に係る企画提案公募要領

1 契約に付する事項

(1) 業務名

大分県写真集作成業務委託

(2) 業務の内容

海外から本県に来県する大使などの要人向けに、県全体及び市町村の概要を写真とコメントで綴り、本県の魅力を伝える写真集を制作するもの。

詳細は、別紙「大分県写真集作成業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行場所

大分県企画振興部広報広聴課（大分県大分市大手町3-1-1）

(4) 履行期限

令和7年8月29日（金）

(5) 限度額

5,462,600円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業の実施は、大分県議会第1回定例会における令和7年度一般会計当初予算の成立を条件とします。

2 参加資格

企画提案競技へ参加できる者は、以下の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(1) 県が委託する業務を適格に遂行する能力を有する個人又は法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(3) 受託業務に関する十分な知識、ノウハウを有し、かつ、次の各項目に該当すること。

①業務の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ（オンラインも含む）等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

②宗教活動または政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

③特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 本企画提案募集開始の日の6箇月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りをした者でないこと。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う個人又は法人がある場合は、当該個人又は法人についても上記（1）～（6）を満たしていること。
- (8) 業務を適切に運営できる体制を備えていること。

3 企画提案について

(1) 募集期間

令和7年3月5日（水）から3月17日（月）17時まで

(2) 提案方法

提出書類はA4サイズ、長辺綴じとし、ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。

(3) 提出書類及び提出期限

ア 参加申込書類【各1部】令和7年3月17日（月）17時まで

- ・参加申込書（様式1）
- ・提案者の概要が把握可能な書類（ホームページの写し、パンフレットなど）
- ・企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（様式2）
- ・大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格者名簿に記載されている者であることを証する書類（競争入札参加資格審査結果通知書の写し等）

※登録していない場合は以下の必要書類を提出

<法人>

- ①定款若しくは寄附行為又はこれらに類する規約
- ②役員名簿
- ③申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における事業報告書、財産目録及び貸借対照表並びに損益計算書（公益法人等にあつては、正味財産増減計算書）

<個人>

- ①決算状況が確認できる書類（確定申告書等）
 - ・都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類（写し可）
- ※都道府県税の納税証明書（県税に未納がない旨の証明書）、国税の納税証明書

イ 企画提案書類【各5部】令和7年3月25日（火）17時まで

①企画提案書

②デザイン案

- ・表紙・裏表紙（写真を複数枚使用したものとする）
- ・県全体の概要ページ
- ・市町村の紹介ページ

③業務実施体制が分かる書類

④事業実施スケジュール

⑤過去の実績、類似する業務の経験等が分かる書類

⑥見積書（任意様式・積算内訳を示し、消費税額、消費税課税事業者の有無等を記入すること）

ウ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、当該企画提案は無効とする。

- ・この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合

エ その他

定められた期限までに必要書類の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式3）を「8 問い合わせ先」あてEメールにより提出すること。また、質問票を提出した旨を電話で連絡すること。

（4）質問の受付及び回答

- ・質問の受付は、全て「質問票」（様式4）にて行うものとし、質問票は「8 問い合わせ先」あてEメールにより提出すること。また、質問票を提出した旨を電話で連絡すること。
- ・質問書の提出期限は、3月18日（火）17時までとする。
- ・回答は3月21日（金）までに、大分県庁ホームページにて掲載する。

4 選定方法等（企画提案審査）

企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーションによる審査（3月28日開催）により行う。審査は、別添1「審査基準表」に基づき審査する。

なお、詳細については、企画提案者あて、別途お知らせする。

5 審査及び結果通知

- ・企画提案審査における選定結果をもとに、委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。その際、第一順位の委託候補者が契約を締結しないときには、次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為したことが判明したときは契約を締結しない。なお、契約締結後に不正が判明したときは、当該契約を無効とする。
- ・選定如何に関わらず、企画提案者には、審査結果を個別に通知する。

6 企画提案に係るスケジュール

(1) 参加申込書類提出期限	3月17日(月)
(2) 質問受付期限	3月18日(火)
(3) 企画提案関係書類提出期限	3月25日(火)
(4) 審査会	3月28日(金)
(5) 審査結果通知(予定)	3月31日(月)

7 その他

- ・委託先に決定した団体と、業務の実行、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- ・事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- ・参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- ・虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- ・参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- ・公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

8 問い合わせ先

大分県企画振興部 広報広聴課 広報・報道班

E-mail: a10400@pref.oita.lg.jp

電話: 097-506-2192

審査基準表

評価項目	評価基準	配点
1 業務内容に関する提案		60/100
・実施方法の具体性及び実現性	業務の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案で、かつ具体的なものになっているか。	15
	大使など海外から本県に来県する方等への訴求力の高い企画・デザインになっているか。	25
	大分県への興味・関心を喚起するとともに、視認性・可読性・判読性が高く、印象に残るような内容となっているか。	20
2 業務実施主体の適格性		40/100
・知見、専門性等の有無	提案業務に関する実績や知見、ノウハウを有しているか。	10
・実施体制の適格性	業務が遂行可能な人員が確保され、県との協議に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
・業務実施のスケジュール	円滑かつ効率的な業務実施が可能な手法及びスケジュールとなっているか。	10
・見積りの適正性	業務に必要な事業費が、具体的かつ検証可能性をもって記載されているか。また、再委託を行う予定がある場合は、内容及び金額が妥当か。	10